



埼玉県報

第 2875 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 17 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉县市町村電子申請サービス導入業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 県立高等学校クラス用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 道路の占用を制限する区域の指定（さいたま県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（熊谷県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（行田県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 古物商許可取消処分の告示（保安課）
- 古物商許可取消処分の告示（保安課）

告 示

埼玉県告示第二百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村電子申請サービス導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21
号

5 落札金額

1,594,095円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年9月27日

告 示

埼玉県告示第二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Happy-Wildcats
- 三 代表者の氏名
保科 清子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蓮田市椿山三丁目二十五番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、飼い主のいない猫の保護、治療、譲渡や福祉に係る事業を中心に、広く一般市民に対し、動物愛護精神に基づき、人と猫が適正に共生できるための啓蒙活動事業や教育活動を行い、生命を尊重する豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百二十号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
ときがわ町	平成二十六年度	地籍図八十七枚	平成二十九年
	平成二十七年度	地籍簿 三冊	平成二十九年
		字桃木・田中（大 字桃木、大字田 中の一部）	二月十三日

告示

埼玉県告示第二百二十一号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

狭山市	平成二十六年 度地籍簿	地籍図十五枚	狭山第四十九 （平成二十九年 二月十三日
調査を行った者の名称	調査を行った地名	果の調査を行った地称	区年月日
	平成二十七年 度地籍簿	二冊	富士見二丁目 の 一部
			二月十三日

告示

埼玉県告示第二百二十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年度地籍簿一冊	日高第四十三一（大字中鹿山・下鹿山の一部）	平成二十九年二月十三日

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

平成二十九年一月十八日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十五号で公示した公共測量は、平成二十九年二月六日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構からさいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、
公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構からさいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立高等学校クラス用コンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年12月7日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

624,776,976円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年10月28日

告示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十二号	川口市北原台一丁目地先から同市舟戸町地先まで
県道 さいたま川口線	川口市柳崎三丁目地先から同市大字道合地先まで
〃 さいたま草加線	川口市大字道合地先から同市赤井一丁目地先まで
〃 〃	川口市大字東本郷地先から同市大字峯地先まで
〃 川口上尾線	川口市幸町三丁目地先から同市大字芝地先まで
〃 台東川口線	川口市大字榛松地先から同市赤井二丁目地先まで
〃 練馬川口線	戸田市早瀬一丁目地先から川口市西川口六丁目地先まで
〃 川口停車場線	川口市本町四丁目地先から同市本町二丁目地先まで
〃 川口蕨線	川口市西川口六丁目地先から同市西川口六丁目地先まで
〃 足立川口線	川口市江戸袋二丁目地先から同市大字西新井宿地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山科 昭宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号	和光市白子二丁目地先から新座市中野二丁目地先まで
〃	〃
〃	新座市中野一丁目地先から同市中野一丁目地先まで
〃	〃
〃	四百六十三号
〃	志木市宗岡地先から同市上宗岡二丁目地先まで
〃	〃
〃	新座市中野一丁目から同市中野一丁目まで
〃	〃
〃	新座市畑中三丁目地先から志木市中宗岡五丁目地先まで
〃	〃
〃	さいたま東村山線
〃	新座市野火止四丁目地先から同市あたご一丁目地先まで
〃	〃
〃	志木市宗岡地先から同市中宗岡五丁目地先まで
〃	〃
〃	練馬川口線
〃	和光市白子一丁目地先から同市白子四丁目地先まで
〃	〃
〃	朝霞蕨線
〃	朝霞市膝折町二丁目地先から同市本町一丁目地先まで
〃	〃
〃	東京朝霞線
〃	新座市栄四丁目地先から朝霞市幸町三丁目地先まで
〃	〃
〃	新座和光線
〃	朝霞市膝折町四丁目地先から同市膝折町一丁目地先まで
〃	〃
〃	和光志木線
〃	朝霞市北原二丁目地先から志木市本町四丁目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
県道 さいたま栗橋線	上尾市大字原市地先から北足立郡伊奈町栄四丁目地先まで
〃 さいたま菖蒲線	上尾市大字原市地先から同市大字原市地先まで
〃 〃	上尾市大字原市地先から北足立郡伊奈町西小針七丁目地先まで
〃 川越栗橋線	桶川市大字川田谷地先から同市大字五丁台地先まで
〃 東松山鴻巣線	鴻巣市大字滝馬室地先から同市天神一丁目地先まで
〃 〃	鴻巣市宮地三丁目地先から同市大字広田地先まで
〃 東松山桶川線	北本市荒井一丁目地先から同市荒井一丁目地先まで
〃 川口上尾線	上尾市日の出三丁目地先から同市日の出三丁目地先まで
〃 加須鴻巣線	鴻巣市大字笠原地先から同市天神三丁目地先まで
〃 川越上尾線	上尾市大字平方地先から同市愛宕二丁目地先まで
〃 さいたま鴻巣線	北本市石戸宿一丁目地先から同市荒井二丁目地先まで
〃 〃	鴻巣市人形一丁目地先から鴻巣市本町八丁目地先まで
〃 行田東松山線	鴻巣市大字下忍地先から同市大字鎌塚地先まで
〃 上尾久喜線	上尾市大字西門前地先から北足立郡伊奈町大字羽貫地先まで
〃 鴻巣桶川さいたま線	北本市深井二丁目地先から上尾市栄町地先まで

〃	〃	鴻巣市神明一丁目地先から同市本町六丁目地先まで
〃	福田鴻巣線	鴻巣市筑波二丁目地先から同市大字袋地先まで
〃	蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町栄三丁目地先から同郡同町大字小室地先まで
〃	下石戸上菖蒲線	北本市荒井一丁目地先から同市本宿五丁目地先まで
〃	上尾環状線	上尾市東町二丁目地先から北足立郡伊奈町大字小室地先まで
〃	〃	上尾市緑丘三丁目地先から同市緑丘三丁目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大島利彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 入間郡三芳町竹間沢東地先から川越市大字福田地先まで

先まで

” ” 入間郡三芳町大字竹間沢地先から川越市新宿町二丁目地先まで

” ” 二百九十九号 狭山市大字笹井地先から同市大字笹井地先まで

” ” ” 狭山市根岸一丁目地先から同市根岸一丁目地先まで

” ” 四百七号 狭山市大字下広瀬地先から同市根岸二丁目地先まで

” ” 四百六十三号 富士見市大字南畑新田地先から同市大字南畑新田地先まで

” ” ” 富士見市大字下南畑地先から同市大字下南畑地先まで

” ” ” 所沢市大字坂之下地先から同市林三丁目地先まで
” ” ” 所沢市大字北秋津地先から同市西所沢一丁目地先まで

” ” 川越所沢線 川越市新宿町三丁目地先から所沢市大字下安松地先まで

” ” ” 川越入間線 川越市大字今福地先から狭山市大字水野地先まで

” ” ” 川越栗橋線 川越市宮元町地先から同市大字府川地先まで

” ” ” 川越日高線 川越市大字小仙波地先から同市大字笠幡地先まで

” ” ” 練馬所沢線 所沢市大字下安松地先から同市大字下安松地先まで

” ” ” ” 川越市連雀町地先から同市大字下広谷地先まで

” ” ” ” 川越坂戸毛呂山線

〃	所沢狭山線	狭山市大字南入曾地先から同市入間川三丁目地先まで
〃	川越上尾線	川越市松江町一丁目地先から同市大字中老袋地先まで
〃	さいたまふじみ野所沢線	川越市大字渋井地先からふじみ野市鶴ヶ舞二丁目地先まで
〃	所沢堀兼狭山線	所沢市大字松郷地先から狭山市狭山地先まで
〃	日高狭山線	狭山市大字根岸地先から同市大字根岸地先まで
〃	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市旭一丁目地先から同市旭一丁目地先まで
〃	三芳富士見線	入間郡三芳町大字藤久保地先から同郡同町大字藤久保地先まで
〃	馬引沢飯能線	狭山市大字根岸地先から同市大字根岸地先まで
〃	堀兼根岸線	狭山市大字上奥富地先から同市大字上広瀬地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 二百九十九号	飯能市大字坂元地先から入間市小谷田二丁目地先まで
〃	飯能市大字中山地先から同市東町地先まで
〃	入間市春日町二丁目地先から同市河原町地先まで
〃	坂戸市大字片柳地先から日高市大字田木地先まで
〃	四百七号
〃	入間市大字上藤沢地先から同市小谷田一丁目地先まで
〃	四百六十三号
〃	入間市東町一丁目地先から同市河原町地先まで
県道	入間市東藤沢一丁目地先から同市宮寺地先まで
川越入間線	日高市大字高萩地先から同市大字久保地先まで
川越日高線	飯能市大字飯能地先から同市八幡町地先まで
青梅飯能線	飯能市大字双柳地先から入間郡越生町大字古池地先まで
飯能寄居線	入間郡毛呂山町大字葛貫地先から同郡同町大字毛呂本郷地先まで
〃	入間郡越生町大字越生地先から同郡同町大字黒岩地先まで
〃	入間郡毛呂山町岩井西三丁目地先から同郡同町大字毛呂本郷地先まで
川越坂戸毛呂山線	入間郡毛呂山町岩井西三丁目地先から同郡同町大字毛呂本郷地先まで
〃	鶴ヶ島市大字上広谷地先から坂戸市につきい花みず木二丁目地先まで
〃	入間郡越生町大字大谷地先から同郡同町大字黒岩地先まで
東松山越生線	飯能市大字下名栗地先から同市大字上名栗地先まで
〃	
青梅秩父線	

〃 飯能下名栗線 飯能市大字飯能地先から同市大字下名栗地先まで
〃 日高川島線 日高市大字南平沢地先から坂戸市大字赤尾地先まで

〃 東飯能停車場線 飯能市柳町地先から同市柳町地先まで
〃 上伊草坂戸線 坂戸市大字小沼地先から同市柳町地先まで
〃 馬引沢飯能線 飯能市大字芦荊場地先から同市東町地先まで

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日
平成二十九年四月一日

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号	比企郡川島町下伊草地先から同郡小川町靱負地先まで
〃	〃
〃	比企郡小川町小川地先から同郡同町木呂子地先まで
〃	〃
〃	東松山市下野本地先から同市毛塚地先まで
〃	東松山市岡地先から同市柏崎地先まで
県道 熊谷小川秩父線	比企郡小川町小川地先から同郡同町青山地先まで
〃	〃
〃	比企郡小川町小川地先から秩父郡東秩父村奥沢地先まで
〃	〃
〃	比企郡嵐山町越畑地先から同郡小川町中爪地先まで
〃	比企郡川島町角泉地先から同郡同町山ヶ谷戸地先まで
〃	〃
〃	東松山市下野本地先から比企郡吉見町丸貫地先まで
〃	比企郡ときがわ町瀬戸元下地先から同郡小川町青山地先まで
〃	〃
〃	東松山市材木町地先から比企郡鳩山町熊井地先まで
〃	比企郡滑川町福田地先から東松山市上野本地先まで
〃	東松山市材木町地先から同市材木町地先まで
〃	比企郡嵐山町古里地先から同郡同町広野地先まで
〃	比企郡川島町吹塚地先から同郡同町山ヶ谷戸地先まで
〃	〃
〃	比企郡ときがわ町玉川地先から同郡鳩山町大橋地先まで
〃	〃
〃	比企郡ときがわ町田中地先から東松山市上唐子地先まで

” ときがわ熊谷線 比企郡滑川町福田地先から同郡同町土塩地先まで
” 岩殿観音南戸守線 東松山市岩殿地先から同市宮鼻地先まで
” 平沼中老袋線 比企郡川島町角泉地先から同郡同町下猪地先まで
” 小八林久保田 比企郡吉見町下細谷地先から同郡同町久保田地先ま
下青鳥線 で

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井伸二

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 百四十号

秩父郡皆野町大字下田野地先から秩父市大滝地先まで

〃

秩父郡長瀨町大字矢那瀬地先から同郡皆野町大字皆野地先まで

〃 二百九十九号

秩父郡小鹿野町河原沢地先から同郡横瀬町大字芦ヶ久保地先まで

県道 皆野両神荒川線

〃

秩父市下吉田地先から同市荒川贄川地先まで
秩父郡小鹿野町小鹿野地先から同郡同町小鹿野地先まで

〃 秩父荒川線

〃

秩父市久那地先から同市久那地先まで
秩父市本町地先から同市日野田町地先まで

〃

秩父郡小鹿野町小鹿野停車場線
秩父郡小鹿野町小鹿野地先から同郡同町小鹿野地先まで

〃

秩父郡小鹿野町長留地先から秩父市久那地先まで
秩父市久那地先から同市上影森地先まで

〃

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 児玉郡美里町大字猪俣地先から同郡神川町大字肥

土地先まで

〃 四百六十二号 児玉郡神川町大字新宿地先から本庄市山王堂地先

まで

県道 上里鬼石線 児玉郡上里町大字神保原町地先から同郡同町大字

七本木地先まで

〃 〃 児玉郡神川町大字元阿保地先から同郡同町大字渡

瀬地先まで

〃 本庄寄居線 本庄市東台五丁目地先から児玉郡美里町大字猪俣

地先まで

〃 熊谷児玉線 児玉郡美里町大字関地先から本庄市児玉町児玉地

先まで

〃 小前田児玉線 本庄市児玉町児玉地先から同市児玉町児玉地先ま

で

〃 矢納浄法寺線 児玉郡神川町大字下阿久原地先から同郡同町大字

渡瀬地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 百二十五号	熊谷市佐谷田地先から同市佐谷田地先まで
〃	熊谷市池上地先から同市上之地先まで
〃	熊谷市石原地先から大里郡寄居町大字末野地先まで
〃	大里郡寄居町大字末野地先から同郡同町大字風布地先まで
〃	深谷市田中地先から同市田中地先まで
〃	大里郡寄居町大字富田地先から同郡同町大字用土地先まで
〃	大里郡寄居町大字富田地先から同郡同町大字富田地先まで
〃	熊谷市楊井地先から同市妻沼地先まで
〃	熊谷市村岡地先から同市小江川地先まで
〃	深谷市中瀬地先から同市深谷町地先まで
〃	深谷市幡羅町一丁目地先から熊谷市小江川地先まで
〃	深谷市檜合地先から大里郡寄居町大字桜沢地先まで
〃	深谷市本住町地先から大里郡寄居町大字西古里地先まで
〃	熊谷市三ヶ尻地先から深谷市今泉地先まで
〃	熊谷市筑波一丁目地先から同市今井地先まで
〃	熊谷市池上地先から同市池上地先まで
〃	熊谷市野原地先から同市万吉地先まで
〃	ときがわ熊谷線

〃 小前田尻玉線 深谷市小前田地先から同市武蔵野地先まで
〃 青山熊谷線 熊谷市中曾根地先から同市佐谷田地先まで
〃 新野岡部停車場線 深谷市岡地先から同市岡地先まで
〃 弥藤吾行田線 熊谷市大塚地先から同市池上地先まで
〃 針ヶ谷岡線 深谷市岡地先から同市岡地先まで
〃 美土里町新堀線 熊谷市美土里町一丁目地先から同市新堀地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 百二十二号	羽生市大字上新郷地先から加須市芋莖地先まで
〃 百二十五号	加須市北大桑地先から行田市大字中里地先まで
〃 〃	加須市睦町一丁目地先から同市大門町地先まで
〃 〃	行田市長野一丁目地先から同市大字持田地先まで
〃 三百五十四号	加須市柳生地先から同市向古河地先まで
県道 佐野行田線	行田市大字小見地先から同市桜町三丁目地先まで
〃 佐野古河線	加須市小野袋地先から同市小野袋地先まで
〃 〃	加須市小野袋地先から同市柏戸地先まで
〃 鴻巣羽生線	羽生市大字砂山地先から同市小松台一丁目地先まで
〃	で
〃 加須鴻巣線	加須市向川岸町地先から同市上種足地先まで
〃 加須北川辺線	加須市睦町二丁目地先から同市柏戸地先まで
〃 行田東松山線	行田市桜町一丁目地先から同市大字下忍地先まで
〃 行田蓮田線	行田市佐間二丁目地先から同市大字埼玉地先まで
〃 羽生栗橋線	羽生市大字小松地先から同市大字喜右エ門新田地先まで
〃 〃	加須市北平野地先から同市北下新井地先まで
〃 熊谷羽生線	羽生市大字桑崎地先から同市西五丁目地先まで
〃 行田市停車場酒巻線	行田市大字谷郷地先から同市大字斎条地先まで
〃 砂原北大桑線	加須市北平野地先から同市北大桑地先まで
〃 上中条斎条線	行田市大字南河原地先から同市大字斎条地先まで
〃 上新郷埼玉線	行田市大字下須戸地先から同市大字小針地先まで
〃 三田ヶ谷礼羽線	羽生市大字三田ヶ谷地先から同市大字三田ヶ谷地先まで

〃 北中曾根北大桑線 加須市船越地先から同市北大桑地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細田 哲也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 四百六十三号 越谷市神明町二丁目地先から同市大字小曾川地先ま

で

県道 さいたま春日部線 春日部市下蛭田地先から同市粕壁東二丁目地先まで

越谷野田線 越谷市大沢四丁目地先から北葛飾郡松伏町大字魚沼

地先まで

三郷松伏線 三郷市三郷三丁目地先から同市早稲田八丁目地先ま

で

草加流山線 草加市松江二丁目地先から三郷市早稲田一丁目地先

まで

さいたま草加線 草加市小山二丁目地先から同市栄町一丁目地先まで

松伏春日部関宿線 北葛飾郡松伏町大字魚沼地先から同郡同町大字魚沼

地先まで

越谷岩槻線 越谷市大字南荻島地先から同市大字野島地先まで

足立越谷線 草加市谷塚二丁目地先から越谷市大字下間久里地先

まで

越谷流山線 越谷市瓦曾根二丁目地先から三郷市早稲田八丁目地

先まで

松戸草加線 三郷市鷹野三丁目地先から草加市瀬崎二丁目地先ま

で

台東川口線 草加市遊馬町地先から同市遊馬町地先まで

葛飾吉川松伏線 三郷市天神一丁目地先から北葛飾郡松伏町大字松伏

地先まで

三郷市戸ヶ崎地先から同市天神一丁目地先まで

春日部菖蒲線 春日部市梅田三丁目地先から同市内牧地先まで

〃	野田岩槻線	北葛飾郡松伏町大字金杉地先から越谷市大字平方地先まで
〃	平方東京線	八潮市大字大曾根地先から同市大字浮塚地先まで
〃	吉場安行東京線	草加市谷塚上町地先から同市谷塚上町地先まで
〃	川口草加線	草加市柳島町地先から同市谷塚仲町地先まで
〃	越谷八潮線	越谷市東越谷三丁目地先から同市西方二丁目地先まで
〃	八潮三郷線	八潮市大字浮塚地先から三郷市上口三丁目地先まで
〃	松戸三郷線	三郷市鷹野一丁目地先から同市鷹野五丁目地先まで
〃	蒲生岩槻線	越谷市大字西新井地先から同市大字西新井地先まで
〃	上笹塚谷口線	三郷市谷口地先から同市谷口地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 百二十二号	久喜市菖蒲町菖蒲地先から蓮田市馬込六丁目地先まで
〃 百二十五号	久喜市栗橋東六丁目地先から同市高柳地先まで
県道 さいたま栗橋線	蓮田市山ノ内地先から久喜市高柳地先まで
〃 さいたま菖蒲線	蓮田市大字高虫地先から久喜市菖蒲町菖蒲地先まで
〃 川越栗橋線	久喜市菖蒲町下栢間地先から同市西大輪地先まで
〃 境杉戸線	幸手市大字中島地先から北葛飾郡杉戸町内田二丁目地先まで
〃 さいたま幸手線	白岡市岡泉地先から北葛飾郡杉戸町大字下高野地先まで
〃 春日部菖蒲線	白岡市太田新井地先から同市篠津地先まで
〃 春日部久喜線	南埼玉郡宮代町字中島地先から久喜市本町四丁目地先先まで
〃 上尾久喜線	蓮田市大字駒崎地先から同市大字根金地先まで
〃 六万部久喜 停車場線	久喜市下清久地先から同市上町地先まで
〃 加須幸手線	久喜市鷲宮四丁目地先から同市東大輪地先まで
〃 幸手久喜線	久喜市吉羽三丁目地先から同市本町七丁目地先まで
〃 蓮田杉戸線	蓮田市藤ノ木四丁目地先から同市大字江ヶ崎地先まで
〃	南埼玉郡宮代町字中島地先から北葛飾郡杉戸町清地一丁目地先まで
〃 蓮田白岡久喜線	蓮田市藤ノ木四丁目地先から同市大字黒浜地先まで
〃 下吉羽幸手線	幸手市大字上吉羽地先から同市大字内国府間地先まで
〃 下高野杉戸線	北葛飾郡杉戸町大字下高野地先から同郡同町杉戸三丁目地先まで

〃 惣新田幸手線 幸手市大字平須賀地先から同市大字上高野地先まで
〃 下早見菖蒲線 久喜市下早見地先から同市河原井町地先まで
〃 東武動物公園 北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目地先から同郡同町杉戸二丁目地先まで
停車場線 目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年二月八日

指令越建セ第二八〇〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十九年二月十三日

越建セ第四二九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東八百五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県羽生市大字稻子八百四番地

棚橋 勇

告 示

埼玉県公安委員会告示第32号

次の者に送達する書類（平成29年2月8日付け埼玉県公安委員会指令甲第33号）を埼玉県警察本部生活安全部保安課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成29年2月17日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

1 送達を受けるべき者

有限会社 二幸社 （代表者 李 美羅）

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3208）

3 到達の日

平成29年3月3日（金）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

告 示

埼玉県公安委員会告示第33号

次の者に送達する書類（平成29年2月8日付け埼玉県公安委員会指令甲第34号）を埼玉県警察本部生活安全部保安課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成29年2月17日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

1 送達を受けるべき者

宮崎 祥子

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110（内線3208）

3 到達の日

平成29年3月3日（金）をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。